

とくしま 農業委員会だより

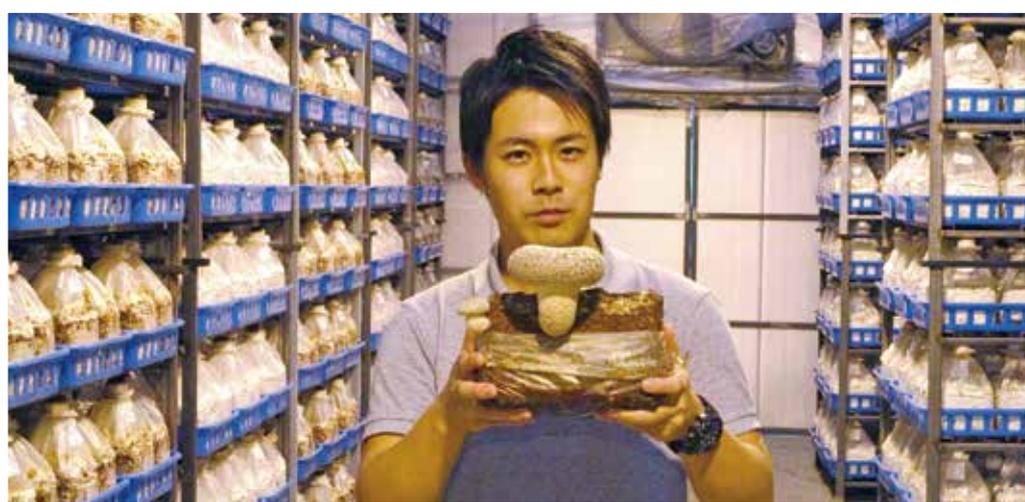
第112号

平成30年5月25日発行

編集・発行

徳島市農業委員会
徳島市幸町2丁目5番地
TEL 621-5393~4

成長意欲と行動力を兼ね備えた青年農業者!



徳島市上八万町で菌床椎茸を栽培している由良嘉基さん（33歳）を紹介します。現在周年で約10万個の菌床を自社で製造・栽培し、家族4人で経営されています。

就農する前は、大学卒業後8年間サラリーマンをしており、金融関係の職場で融資の審査や営業を行っていたそうです。就農のきっかけは、椎茸農家を営む両親が、高齢化に伴い将来を不安視したため、実家にUターンすることを決意したからだそうです。

今は生後4ヶ月になる長男と奥さんの3人で暮らしており、仕事と子育てに追われる日々を過ごされています。



就農して3年、椎茸の栽培方法や管理、作業の流れ等を日々勉強しながら、いかに高品質な椎茸を多く栽培できるかを常に考え、作業の効率化やそれに伴うインフラの整備に真摯に取り組んでおられます。

今後の目標は、規模を今の倍くらいにまで拡大し、雇用の充実や収益を増大させ、経営のさらなる安定を図っていくことだそうです。

最後に、AIの進化により、なくなる仕事が多々あると言われている現代で、第一次産業の農業はこれからさらに注目されるものだと感じており、今まで培ってきた技術や伝統を守りながら常に成長していきたいと語ってくれました。



上八万地区
農地利用最適化推進委員
武市 慧治

平成30年度業務推進の基本方針を決定

徳島市農業委員会定例総会が平成30年4月27日に開催され、平成30年度の活動目標である基本方針が審議されるとともに、併せて平成30年度予算及び平成29年度の事業報告等も行われました。

その中から、平成30年度の業務推進の基本方針をお知らせします。



*基本方針

我が国の農業は、農産物価格の低迷や生産資材の高騰などにより農業所得の減少、担い手の不足や高齢化の進展、遊休農地の増加など課題が山積みしている。

このような状況の中、国は農業の成長産業化、競争力強化に向け、さまざまな農業施策を打ち出し、改革を進めていくこととしている。

改正農業委員会法に基づき、昨年7月20日から新体制に移行した本市農業委員会としては、国の動向を注視していくとともに、農業者の公的代表機関であることの自覚を持って、公平・公正・透明な業務の推進に努めていくものとする。そのためには、これまでの基本的な方針を継承しながら、改正法により農業委員会の必須業務とされた「農地等の利用の最適化の推進」（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）を、農業委員及び農地利用最適化推進委員が一体となって、着実に執行していくものとする。

さらに、農業委員会は、農家及び農業関係機関・団体との密接な連携による活動体制を確立し、また委員は地域の良き相談者として農業者の声に耳を傾け、諸課題の解決を図りながら、農業者が将来に明るい展望を持って農業経営を行うことができるような体制づくりのため、全力を挙げて取り組むものとする。

1 農地関係

農業委員会等に関する法律第6条第1項及び第2項の規定による事務処理を行い、関連諸法との連携を取りつつ、農業生産の場である優良農地の確保及び効率的な利用が図られるよう業務を行う。

また、農地法の趣旨・制度について啓発・周知に努めるとともに適正かつ円滑な運用を図るものとする。

2 農政振興関係

農業者の公的代表機関として、農業者の声を代弁し農政に反映させる活動とともに、地域農業の持続的な発展を期するため、「かけ橋」運動、情報提供事業等の業務を推進する。

以上のとおり、決定しました。

平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

1 担い手への農地の利用集積・集約化

現 状	管内の農地面積 (A)	これまでの集積面積 (B)	集積率 (B/A×100)	
	2,941.0 ha	302.7 ha	10.29 %	
課 題	いわゆる「ヤミ小作」が依然として多く潜在していると考えられる。これの解消を図るとともに、利用集積を推進する必要がある。			
目 標・実績	集 積 目 標	集 積 実 績		
	10.0 ha	24.9 ha		

2 遊休農地に関する措置

現 状	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	割合 (B/A×100)		
	2,941.0 ha	21.0 ha	0.71 %		
課 題	今後も農業従事者の高齢化・労力不足により増加すると予想される。				
目 標・実績	解 消 目 標	解 消 実 績			
	18.0 ha	4.9 ha			
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		45 人	H29.8月～H29.10月	H30.2月～H30.3月	
	農地の利用意向調査	実 施 時 期	調査結果取りまとめ時期	調査数	調査面積
		H30.2月～H30.3月	H30.3月～H30.3月	1,016 筆	86.1 ha

3 違反転用への適正な対応

現 状	管内の農地面積 (A)	違反転用面積 (B)	割合 (B/A×100)	
	2,941.0 ha	2.1 ha	0.09 %	
課 題	今後も農業従事者の高齢化・労力不足により増加することが予測される。遊休農地の増加に伴い違反転用の発見も難しくなり、指導が遅れがちになる。			
目 標・実績	目 標	実 績		
	2.1 ha	2.7 ha		

平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画

1 担い手への農地の利用集積・集約化

現 状	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率	
	2,941.0 ha	301.0 ha	10.23 %	
課 題	いわゆる「ヤミ小作」が依然として多く潜在していると考えられる。これの解消を図るとともに、利用集積を推進する必要がある。			
目 標	集 積 目 標			
	10.0 ha			
活 動 計 画	委員による呼びかけや広報等により、受け手農家の掘り起こしを行う。			

2 遊休農地に関する措置

現 状	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	割合 (B/A×100)		
	2,941.0 ha	21.8 ha	0.74 %		
課 題	今後も農業従事者の高齢化・労力不足により増加すると予想される。				
目 標	遊休農地の解消面積				
	18.0 ha				
活動計画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		45 人	H30.8月～H30.10月	H30.11月～H30.12月	
	農地の利用意向調査	調査方法	全市を対象に各地区を一巡する。調査対象は、耕作放棄地を第一とし、無断転用の疑いのある土地、長期農地改良工事中の土地を併せて調査する。		
		調査実施時期	調査結果取りまとめ時期		
	H31.1月～H31.2月	H31.3月～H31.3月			

3 違反転用への適正な対応

現 状	管内の農地面積 (A)	違反転用面積 (B)	割合 (B/A×100)	
	2,941.0 ha	2.7 ha	0.09 %	
課 題	今後も農業従事者の高齢化・労力不足により増加することが予測される。遊休農地の増加に伴い違反転用の発見も難しくなり、指導が遅れがちになる。			
活 動 計 画	農地パトロールの実施及び文書等による指導。			

小作地（貸し借りしている土地）を返還する場合の手続き

貸し借りの期間が確定している「利用権設定」とは違って、戦前から貸し借りしている農地で戦後の農地解放の際に解放されずに現在まで続いている賃貸借は、現在ではそのほとんどが期間の定めのない農地の賃貸借となっています。

このような期間の定めのない農地の賃貸借を解消して農地を返還する場合には、賃貸人と賃借人との間で賃貸借契約の解約が必要となります。

賃貸借契約の解約について、賃貸人と賃借人との間で土地の返還について合意できている場合は次の要領で、小作地の返還ができます。

1 農地法第18条第6項の規定による通知書、合意解約書を作成する。

- ◎合意事項等、必要事項を書類に記載
 - ・土地の引渡しの時期（解約が成立した日から6カ月以内）、解約条件等
- ◎双方記名押印（実印）

2 農業委員会へ書類を提出する。

必要書類

- ①農地法第18条第6項の規定による通知書（1部）
- ②合意解約書（3部）
- ③双方の印鑑証明書（各1通）
- ④土地の登記事項証明書（土地毎に1通）
 - ・賃貸人、賃借人に相続が発生している場合は、相続を証する書面が必要となります。



※その他不明な点がありましたら、農業委員会までお問い合わせください。

お問い合わせは、農業委員会事務局（☎ 621 - 5393）まで

農地の賃借料平均額（平成29年及び平成28年契約締結分）

平成29年及び平成28年において締結された、徳島市内の農地の賃貸借における平均額（年間）は、以下のとおりとなっております。

（単位：円／10aあたり）

地 区	平成29年1月～12月 平均額（円）	平成28年1月～12月 平均額（円）
大地区1（南部） （多家良・勝占・上八万・入田）	¥11,320	¥10,918
大地区2（西部） （不動・国府・南井上・北井上）	¥14,367	¥14,316
大地区3（北部） （川内・応神）	¥24,763	¥19,659
大地区4（その他） （大地区1～3に含まれない地区）	¥18,389	¥38,824
全地区平均	¥15,178	¥14,681

この表は、徳島市内にある農地について、平成29年及び平成28年（1月1日～12月31日）に締結（公告）された市街化調整区域内での利用権の賃借料平均額を算出したものですが、法的な効力・決定力を持つものではなく、あくまで参考値となりますのでご了承ください。

この表は全ての作物についての平均値を算出したものです。

作付する作物の種類や、裏作の有無、ハウス栽培施設の必要性などによって平均額は異なりますので、作物別などの内容が必要な際には農業委員会事務局（☎ 621 - 5393）までお問い合わせください。

農地・経営等地区相談開催のお知らせ

月・日	地区・時間			
6月4日(月)	多家良地区 (JA多家良支所) 9:30~10:30	勝占地区 (JA勝占支所) 11:00~12:00	八万地区 (JA八万支所) 13:30~14:30	渭東地区 (JA渭東支所) 15:00~16:00
6月5日(火)	加茂地区 (JA徳島支所) 9:30~10:30	上八万地区 (JA眉山支所) 11:00~12:00	入田地区 (JA眉山西部出張所) 13:30~14:30	
6月6日(水)	川内地区 (JA川内支所) 9:30~10:30	応神地区 (JA応神支所) 11:00~12:00	不動地区 (JA不動支所) 13:30~14:30	
6月7日(木)	国府地区 (JA国府支所) 9:30~10:30	南井上地区 (JA南井上支所) 11:00~12:00	北井上地区 (JA北井上支所) 13:30~14:30	

時間 上記予定表のとおり
場所 実施地区のJA各支所・出張所
対象者 実施地区に居住する農業者とその家族

- 農業委員会は、JA等の協力を得て、農地・経営等地区相談を実施いたします。
- 農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員が各地区に出向き、農業に関する悩みや疑問等について、情報提供やアドバイス等を行います。
※なお、地区相談以外でも農業委員会事務局にて随時相談を受け付けております。

お問い合わせは、**農業委員会事務局 (☎621-5394)** まで

～徳島市農林水産課からのお知らせ～ 農業次世代人材投資事業

次世代を担う農業者を目指す人に対し、農業経営開始直後の経済的支援として、年間最大150万円(最長5年間)を交付します。

主な交付要件は次のとおりですが、全ての要件を満たす場合に本事業の対象となります。

- ▼独立・自営就農時の年齢が、45歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること
- ▼農地の所有権等を有し、生産物や生産資材などを自らの名義で取引すること
- ▼徳島市の人・農地プランに位置付けられていること(見込みも可)
- ▼青年新規就農者ネットワークに加入していること
- ▼農業経営を開始して5年以内に、農業で生計が成り立つ実現可能な計画を作成すること



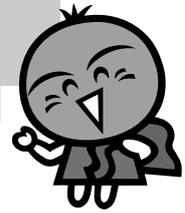
希望者は、必ず事前にご相談いただき、平成30年5月21日(月)～6月22日(金)に青年等就農計画書等の必要書類を、農林水産課(市役所3階 ☎621-5246)へ

ワンチェック、アクションで農作業安全!



春の農作業月間

平成30年4月10日～6月10日まで



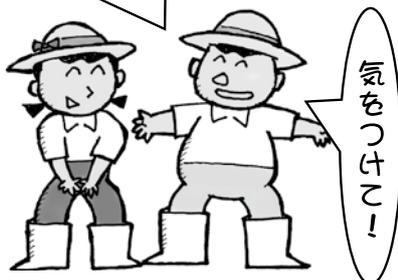
「危ないよ」のひと言で事故を防ごう!

ヘルメットやゴーグル、防振手袋や安全な靴を身につけずに、草刈機を使って作業している人がいたら声を掛けましょう!



「忘れてない?」でうっかりをなくそう!

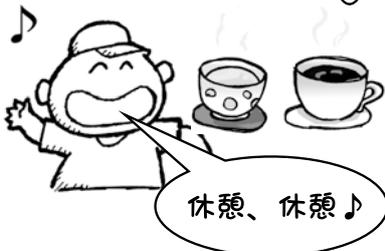
乗用型トラクターの乗用時のシートベルト、ヘルメットの着用、フレーム確認や、ブレーキ連結ロック忘れによる転倒事故を防ぐために、運転するときは周りのみんなと声を掛け合って注意しましょう。



「気をつけて」は相手を想う心のバトン!

農作業に出る前に、どこで、どのくらい作業をするのか伝えましょう!

また、長時間の連続作業は避けて、十分な休息や睡眠を取り、過労による事故を防ぎましょう!



【記事提供・お問い合わせ先】

徳島県徳島農業支援センター 〒770-0855 徳島市新蔵町1丁目67番地 徳島合同庁舎(新館)
電話088-626-8771 ファクシミリ088-626-8739

あなたの老後生活への備えは十分ですか？

農業者年金に加入しましょう！

農業者年金の主なメリット

- ▼少子高齢時代に強い積立方式！
- ▼保険料はいつでも変更可能！
- ▼80歳前に亡くなっても遺族に死亡一時金！
- ▼保険料の全額社会保険料控除など節税効果！
- ▼認定農業者など担い手には保険料の補助！

～ 加入要件 ～

- ①60歳未満の方
- ②年間60日以上農業に従事
- ③国民年金第1号被保険者



現況届は、年金を受給するために必要な毎年の手続きです。

農業者年金の経営移譲年金、特例付加年金又は老齢年金を受給されている方は、現況届をあなたの住所地の市役所にある農業委員会に必ず提出してください。

現況届が届く時期は・・・

現況届の用紙は、5月末頃に農業者年金基金から、直接受給権者ご本人あてに送付されます。

現況届の提出を忘れると・・・

現況届の提出がないときは、11月の支払から現況届が提出されるまでの間、年金の支払が差し止められますのでご注意ください。

現況届の提出時期は・・・

現況届は、6月中に農業委員会に提出してください。

**現況届は
忘れずに提出を**



農業者年金のお問い合わせは、
農業委員会事務局(621-5394)又は最寄りの農協まで

<事務局職員の任免>

3月31日付退職及び4月1日付人事異動による事務局職員の任免がありましたのでお知らせします。

【退職】(3月31日付)

前事務局長

歌川 康 司

【転出】(4月1日付)

前担当事務局長補佐兼農地係長

小林 新 治 (西部環境事業所業務課へ)

前主査

福 良 裕 美 (都市政策課へ)

前主査

久次米 健 三 (住宅課へ)

【転入】(4月1日付)

次 長

角 元 和 彦 (管財課から)

主任主査兼農地係長

新 田 美 樹 (加茂支所から)

主任主査

野 口 和 代 (生活福祉第一課から)

主 査

檜 谷 仙 史 (介護・ながいき課から)

【昇格】(4月1日付)

事務局長

伊 賀 俊 雄 (次長から)

主任主査

陶 久 晃 司 (主査から)

たぬきケーキ作り体験・ボウリング交流会

出逢いのきっかけをお探しの方、結婚をお考えの方、おひとりでもお友達同士でも、お気軽に参加してみませんか？

見た目もかわいく、食べてもおいしいたぬきケーキ作り体験や、お手軽かつ簡単なのに最高に盛り上がるスポーツでおなじみ、ボウリングを通じてみんなで楽しく交流しましょう！そこにはきっと**素敵な出逢い**が待っているはず！皆様のご参加をお待ちしております！

◆月 日：平成30年7月8日（日曜日）



◆参加費：1,000円

※当日受付時にお支払いいただきます。

なお、キャンセルの時期等により、キャンセル料をいただく場合がありますのでご了承ください。

◆募集人員：男女各12名

◆参加条件：♠ 20～40歳までの独身男性（※男性は「家業が農業」であること）

♥ 20～40歳までの独身女性

◆イベントスケジュール

	(松茂町：ハルヤスイーツ)	(徳島市：ラウドワン)
J A徳島市本所	たぬきケーキ作り体験	ボウリング
13:20	14:00 / 16:00	16:30 / 18:30
..... J A徳島市本所		
18:40		
※集合場所：J A徳島市本所 集合・受付時間：13:00～13:15		
====：バス ：徒歩		
なお、J A徳島市本所の敷地に車を駐車いただけます。		

○主 催：J A徳島市・徳島市農業委員会

[お問い合わせ・お申し込みは]

■ J A徳島市本所 営農経済部

〒770-0941 徳島市万代町5-71-11（J A徳島市本所） ☎ (088) 622-6338

■ 徳島市農業委員会事務局

〒770-8571 徳島市幸町2-5（徳島市役所） ☎ (088) 621-5394